

平成21年 3月 5日

お知らせ

同時資料提供先

岡山県政記者クラブ

## 「吉井川水系河川整備基本方針」の策定について

吉井川水系河川整備基本方針は、河川法に基づき、平成21年1月9日に開催した社会資本整備審議会河川分科会（第40回）の審議を経て平成21年3月6日付けで策定され、同日付けで官報に公表されることになりましたのでお知らせします。

吉井川水系河川整備基本方針は、吉井川の将来のあるべき姿やその姿を実現するために取り組むべき河川整備の方針について定めています。

今後は、関係機関や関係住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、吉井川についての20～30年の具体的・段階的な計画を盛り込んだ河川整備計画を策定する予定です。

吉井川水系河川整備基本方針は、3月6日に国土交通省のホームページならびに岡山河川事務所のホームページに掲載されます。

国土交通省河川局 【河川整備基本方針・河川整備計画について】

アドレス：[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/gaiyou/seibi/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html)

岡山河川事務所 【岡山三川河川整備基本方針・河川整備計画について】

アドレス：[http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/kouhou/seibi/sei\\_top.html](http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/kouhou/seibi/sei_top.html)

### 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局

岡山河川事務所 電話（086）223-5101（代表）

副所長（技術） た お かずなり  
田尾 和也（内線 205）

河川環境課長 ともざわ しんいち  
友沢 晋一（内線 361）

## <河川整備基本方針の概要>

平成9年に河川法が改正され、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズに的確に応えるため、制度を見直し、それまでの工事实施基本計画に代え、新たに、河川整備の基本となるべき方針に関する事項『河川整備基本方針』と具体的な河川整備に関する事項『河川整備計画』に区分されました。

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、環境に関する河川整備の長期的な方針を総合的に定めるものであり、河川整備の基本となるべき事項等を定めます。

今回策定した吉井川水系についても、各水系の地形、降雨、環境等の特性を踏まえた治水・利水・環境に関する整備の方向性を示しています。

吉井川水系河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりです。

## ● 吉井川水系河川整備基本方針(策定)の概要 (流域面積 2,110km<sup>2</sup>、幹川流路延長 133km)

吉井川は、岡山県東部に位置し、その源を岡山県苫田郡鏡野町の三国山(標高1,252m)に発し、奥津溪を抜けた後、津山盆地を東流し、津山市で香々美川、加茂川等の支川を合わせた後、吉備高原の谷底平野を南流、赤磐市で吉野川、和気郡和気町で金剛川等の支川を合わせ岡山平野を流下し、岡山市西大寺で児島湾の東端に注いでいる。

その流域は、岡山県東部を南北に6市6町1村からなり、沿川には、山陽自動車道、中国自動車道をはじめ、国道2号、国道374号、JR山陽新幹線、JR山陽本線、JR津山線、JR姫新線、JR因美線等が整備され交通の要衝となっている。中流部の津山市は、ステンレス加工業は地方都市としては全国第2位で、内陸型工業都市としての性格を持っている。下流部の児島湾周辺は、岡山県南新産業都市の指定を受け、繊維工業等を中心に発展してきた。このように、岡山県東部における社会・経済・文化の基盤を成しており、豊かな自然環境に恵まれている吉井川は、「東の大川」とも呼ばれ、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

吉井川の治水事業は、藩政時代に熊沢蕃山、津田永忠等によって実施されたと伝えられている。また、本格的な治水事業は、昭和9年9月の室戸台風による被害を契機に、昭和13年から津山市周辺の中小河川改修事業に着手したことにはじまる。

直轄事業は昭和20年9月枕崎台風の洪水による水害を契機に着手され、和気町から下流の築堤、護岸等を施工した。その後、昭和38年、昭和40年の大出水の頻発を受け、昭和41年4月に吉井川水系が一級河川に指定され、工事実施基本計画が策定された。また、昭和48年3月には、昭和47年の大出水及び流域の著しい開発を考慮して工事実施基本計画を改定した。これ以降、工事実施基本計画(昭和63年一部改定)を基に、築堤、護岸等の河川整備を実施している。吉井川では、昭和51年、昭和54年、平成2年及び平成10年に激甚な洪水被害が発生したため、これらの洪水に対して、激甚災害対策特別緊急事業を採択し、河道掘削、築堤、排水機場の整備等を実施した。また、昭和56年に苫田ダムの建設に着手し、平成17年に完成した。低平地の広がる河口付近では、平成16年8月の高潮被害等浸水被害が発生しているため、高潮堤防の整備を実施している。

このような状況を踏まえ、吉井川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の新設や質的強化、河道掘削、護岸整備等を実施する。また、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。その際、関係機関と調整しながら、既存施設の有効活用を図る。堤防の詳細な点検を行い、堤防等の安全性確保のための対策を実施する。

河道掘削等による河積の確保にあたっては、上流からの土砂供給や土砂の堆積状況、河道の侵食とその堤防への影響等を監視・把握し、河道の縦横断形状を維持できるよう計画的に実施する。また、河道の安定・維持に配慮するとともに、ワンド等多様な動植物の生息・生育・繁殖する良好な環境、河川景観等の保全、高水敷などの河川利用等に配慮する。

吉井川下流域は干拓等により拡大した低平地で浸水するため、関係機関と連携、調整を図りつつ、必要に応じて内水対策を実施する。内水排除のための施設については、排水先の河川の出

水状況等を把握し、排水ポンプの運転調整を行う等、適切な運用を行う。さらに、下流域は「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による液状化等により堤防が被災し浸水が生じる恐れがあるため、堤防の耐震対策を実施する。また、吉井川河口域に広がるゼロメートル地帯は、高潮被害を受けやすい地形であることから高潮対策を実施する。

河川環境の整備と保全に関しては、奥津溪、奥津温泉、高瀬舟の史跡等の吉井川と流域の人々との歴史的、文化的なつながりを踏まえ、人々にうるおいとやすらぎを感じさせる豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を保全及び再生し、次世代に引き継ぐよう努める。また、関係機関と連携して外来種の移入回避や必要に応じて駆除等を実施する。動植物の生息、生育、繁殖地の保全・再生については、吉井川が児島湾との生物相に連続性があることも考慮し、多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干潟等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。吉井川上流部では、オオサンショウウオやカジカガエル等が生息・繁殖する自然豊かな溪流環境の保全に努める。吉井川中流部では、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生等や、アユの産卵場となっている瀬の保全に努める。吉井川下流部では、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、アユの産卵場となっている瀬、オヤニラミが生息・繁殖する水際植生の保全に努める。また、アユモドキが繁殖する一時的水域の創出やスイゲンゼニタナゴが産卵する二枚貝の生息場の保全などの生息・繁殖域の保全・再生については、関係機関、学識者、保護活動団体、地域住民等と連携を図りながら行う。吉井川河口部では、海浜植生やヨシ原の保全に努める。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、既存施設の効率的な運用や広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携しながら、農業用水及び都市用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保する。

また、渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。

(基本高水のピーク流量及び計画高水流量)

吉井川の基本高水のピーク流量は、基準地点<sup>いわと</sup>岩戸において $11,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内の洪水調節施設により $3,000\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $8,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。

# 吉井川水系河川整備基本方針の概要

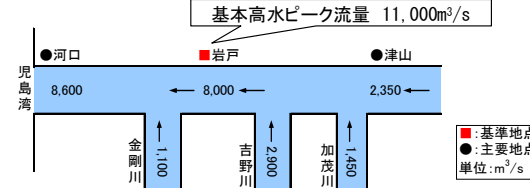
## 流域及び河川の概要

- 河口から5k付近までは、新田開発を目的とした干拓により形成された低平地が広がり、一度氾濫すると甚大な被害が発生
- 年平均降水量は約1,700mmで、全国平均と同程度



## 災害の発生の防止又は軽減

- 既定計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討、雨量データによる確率からの検討、1/150確率規模モデル降雨波形による検討等を総合的に検討し、河川整備基本方針においても既定計画と同様に、基本高水のピーク流量を基準地点岩戸で11,000m<sup>3</sup>/sと設定



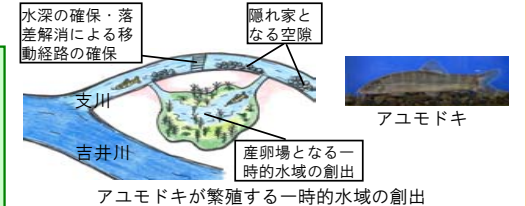
【計画高水流量配分図】



- 洪水調節については、既存施設の有効活用により対応
- 河道掘削等による河積の確保にあたっては、上流からの土砂供給や土砂の堆積状況、河道の侵食とその堤防への影響等を監視・把握し、河道の縦横断面形状を維持できるように計画的に実施
- 下流域は干拓等により拡大した低平地が広がっており、高潮対策を実施するとともに、関係機関と調整・連携を図りつつ内水対策を実施
- 下流域は「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されており、地震による液状化等により堤防が被災し浸水が生じる恐れがあるため、堤防の耐震対策を実施

## 河川環境の整備と保全

- 上流部では、オオサンショウウオ等が生息・繁殖する渓流環境の保全に努める。
- 中流部では、オヤナミが生息・繁殖する水際植生等やアユの産卵場となっている瀬の保全に努める。
- 下流部では、魚類が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性の確保等に努める。関係機関、学識者、保護活動団体、地域住民等と連携を図りながら、アユモドキが繁殖する一時的水域の創出等を行う。
- 河口部では、海浜植生やヨシ原の保全に努める。



## 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- 既存施設の効率的な運用や広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、関係機関と連携しながら農業用水及び都市用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保する
- 津山地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年概ね 3m<sup>3</sup>/s、鴨越堰における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年概ね 4m<sup>3</sup>/sとする